## 〇 指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について(抄)(平成11年9月17日老企第25号厚生省老人保健福祉局企画課長通知)

傍線の部分は改正部分

新

こと。また、その達成に向けて各々の事業の役割を明確にした上で、利用者に対して一連の サービスとして提供できるよう、個々のリハビリテーションの実施主体、目的及び具体的な 提供内容等を1つの計画として分かりやすく記載するよう留意すること。

⑥ <u>指定</u>介護予防通所リハビリテーション及び<u>指定</u>介護予防訪問リハビリテーションにおいて 整合性のとれた計画に従いリハビリテーションを実施した場合には、<u>予防基準</u>第125条第10 項に規定する診療記録を一括して管理しても差し支えないものであること。

⑦・⑧ (略)

⑨ 介護予防サービス計画に基づきサービスを提供している指定介護予防通所リハビリテーション事業者については、第4の三の<u>3</u>の(2)の<u>⑤</u>を準用する。この場合において、「<u>介護</u>予防訪問リハビリテーション計画」とあるのは「介護予防通所リハビリテーション計画」と読み替える。

<u>6</u>∼<u>8</u> (略)

- 9 介護予防福祉用具貸与
- (1) (略)
- (2) 指定介護予防福祉用具貸与の具体的取扱方針

①~③ (略)

- ④ 同条第7号は、利用者が適切な福祉用具を選択するための情報の提供について規定したものであるが、その提供に当たっては、現在の利用者の心身の状況及びその置かれている環境等に照らして行うものとする。
- (3) 介護予防福祉用具貸与計画の作成
- ① 予防基準第278条の2<u>第1項</u>は、福祉用具専門相談員は、介護予防福祉用具貸与計画を作成しなければならないこととしたものである。介護予防福祉用具貸与計画作成に当たっては、福祉用具の利用目標、具体的な福祉用具の機種、当該機種を選定した理由等を明らかにするものとする。その他、関係者間で共有すべき情報(福祉用具使用時の注意事項等)がある場合には、留意事項に記載すること。

なお、介護予防福祉用具貸与計画の様式については、各事業所ごとに定めるもので差し支えない。

② 同条<u>第2項</u>は、介護予防福祉用具貸与計画は、介護予防サービス計画に沿って作成されなければならないこととしたものである。

なお、介護予防福祉用具貸与計画を作成後に介護予防サービス計画が作成された場合は、 当該介護予防福祉用具貸与計画が介護予防サービス計画に沿ったものであるか確認し、必要 に応じて変更するものとする。

③ 同条<u>第3項</u>及び<u>第4項</u>は、サービス提供に当たっての利用者又はその家族に対する説明等について定めたものである。介護予防福祉用具貸与計画は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて作成されなければならないものであり、サービス内容等への

こと。また、その達成に向けて各々の事業の役割を明確にした上で、利用者に対して一連の サービスとして提供できるよう、個々のリハビリテーションの実施主体、目的及び具体的な

提供内容等を1つの計画として分かりやすく記載するよう留意すること。

⑥ 介護予防通所リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションにおいて整合性の とれた計画に従いリハビリテーションを実施した場合には、<u>基準省令</u>第125条第10項に規定 する診療記録を一括して管理しても差し支えないものであること。

 $(7) \cdot (8)$ 

⑨ 介護予防サービス計画に基づきサービスを提供している指定介護予防通所リハビリテーション事業者については、第4の三の1の(2)の6を準用する。この場合において、「<u>介護予</u>防訪問介護計画」とあるのは「介護予防通所リハビリテーション計画」と読み替える。

<u>8</u>~<u>10</u> (略)

- 11 介護予防福祉用具貸与
- (1) (略)
- (2) 指定介護予防福祉用具貸与の具体的取扱方針

①~③ (略)

(新設)

- (3) 介護予防福祉用具貸与計画の作成
  - ① 予防基準第278条の2<u>第1号</u>は、福祉用具専門相談員は、介護予防福祉用具貸与計画を作成しなければならないこととしたものである。介護予防福祉用具貸与計画作成に当たっては、福祉用具の利用目標、具体的な福祉用具の機種、当該機種を選定した理由等を明らかにするものとする。その他、関係者間で共有すべき情報(福祉用具使用時の注意事項等)がある場合には、留意事項に記載すること。

なお、介護予防福祉用具貸与計画の様式については、各事業所ごとに定めるもので差し支えない。

② 同条<u>第2号</u>は、介護予防福祉用具貸与計画は、介護予防サービス計画に沿って作成されなければならないこととしたものである。

なお、介護予防福祉用具貸与計画を作成後に介護予防サービス計画が作成された場合は、 当該介護予防福祉用具貸与計画が介護予防サービス計画に沿ったものであるか確認し、必要 に応じて変更するものとする。

③ 同条<u>第3号及び第4号</u>は、サービス提供に当たっての利用者又はその家族に対する説明等について定めたものである。介護予防福祉用具貸与計画は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて作成されなければならないものであり、サービス内容等への利用

## 〇 指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について(抄)(平成11年9月17日老企第25号厚生省老人保健福祉局企画課長通知)

傍線の部分は改正部分

新

利用者の意向の反映の機会を保障するため、福祉用具専門相談員は、介護予防福祉用具貸与計画の作成に当たっては、その内容等を説明した上で利用者の同意を得なければならず、また、当該介護予防福祉用具貸与計画を利用者<u>及び当該利用者に係る介護支援専門員</u>に交付しなければならない。

なお、介護予防福祉用具貸与計画は、予防基準第275条第2項の規定に基づき、2年間保 存しなければならない。

④ 同条<u>第5項</u>から<u>第7項</u>は、事業者に対して介護予防サービスの提供状況等について介護予防支援事業者に対する報告の義務づけを行うとともに、介護予防福祉用具貸与計画に定める計画期間終了後の当該計画の実施状況の把握(モニタリング)を義務づけるものである。介護予防支援事業者に対する実施状況等の報告については、サービスが介護予防サービス計画に即して適切に提供されているかどうか、また、当該計画策定時からの利用者の身体の状況等の変化を踏まえ、利用中の福祉用具が適切かどうか等を確認するために行うものであり、必要に応じて行うこととしている。

ただし、事業者は介護予防福祉用具貸与計画に定める計画期間が終了するまでに、少なくとも1回を目安としてモニタリングを行い、利用者の介護予防福祉用具貸与計画に定める目標の達成状況の把握等を行うよう努めることとし、当該モニタリングの結果により、解決すべき課題の変化が認められる場合等については、担当する介護予防支援事業者とも相談の上、必要に応じて当該介護予防福祉用具貸与計画の変更を行うこと。 (削る) ĺΗ

者の意向の反映の機会を保障するため、福祉用具専門相談員は、介護予防福祉用具貸与計画の 作成に当たっては、その内容等を説明した上で利用者の同意を得なければならず、また、当該 介護予防福祉用具貸与計画を利用者に交付しなければならない。

なお、介護予防福祉用具貸与計画は、予防基準第275条第2項の規定に基づき、2年間保存 しなければならない。

④ 同条<u>第5号</u>から<u>第7号</u>は、事業者に対して介護予防サービスの提供状況等について介護予防支援事業者に対する報告の義務づけを行うとともに、介護予防福祉用具貸与計画に定める計画期間終了後の当該計画の実施状況の把握(モニタリング)を義務づけるものである。介護予防支援事業者に対する実施状況等の報告については、サービスが介護予防サービス計画に即して適切に提供されているかどうか、また、当該計画策定時からの利用者の身体の状況等の変化を踏まえ、利用中の福祉用具が適切かどうか等を確認するために行うものであり、必要に応じて行うこととしている。

ただし、事業者は介護予防福祉用具貸与計画に定める計画期間が終了するまでに、少なくとも1回を目安としてモニタリングを行い、利用者の介護予防福祉用具貸与計画に定める目標の達成状況の把握等を行うよう努めることとし、当該モニタリングの結果により、解決すべき課題の変化が認められる場合等については、担当する介護予防支援事業者とも相談の上、必要に応じて当該介護予防福祉用具貸与計画の変更を行うこと。

⑤ 介護予防サービス計画に基づきサービスを提供している指定介護予防福祉用具貸与事業者 については、第4の三の1の(2)の⑥を準用する。この場合において、「介護予防訪問介護 計画」とあるのは「介護予防福祉用具貸与計画」と読み替える。

<u>12</u> (略)

10 (略)